

第46回衆議院議員総選挙・第22回最高裁判所裁判官国民審査

投票日

12月16日(日) 午前7時～午後8時

期日前投票

12月5日(水)～15日(土) 午前8時30分～午後8時

※最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は12月9日(日)から15日(土)までです。



衆議院が解散したことによる第46回衆議院議員総選挙と第22回最高裁判所裁判官国民審査の投票が12月16日に行われます。私たちの願いを政治に反映させる大事な選挙です。あなたの大切な一票を投じましょう。

投票日時

投票日 12月16日(日)、なお期日前投票は、衆議院議員選挙が12月5日(水)、最高裁判所裁判官国民審査は9日(日)から15日(土)までできます。

投票時間 午前7時～午後8時(期日前投票は午前8時30分から)
投票所 市内24か所(期日前投票は市内3か所)。各家庭に郵送する「投票所入場券」に記載された会場で投票してください。

投票には入場券を

投票所に行くときは、スムーズに投票するためには入場券を持参してください。

票するため「投票所入場券」を忘れず持って来てください。なくしても投票できます。投票所の係員に申し出てください。なお入場券は12月8日ごろまでに各世帯へ郵送します。

今回行われる選挙は、小選挙区選挙と比例代表選挙、最高裁判所裁判官国民審査とがあります。投票会場では、

- ① 小選挙区選挙 候補者名を書いて投票
- ② 比例代表選挙 政党名を書いて投票
- ③ 最高裁判所裁判官国民審査 辞めさせたい裁判官に「X」を書いて投票。辞めさせなくてもいいと思う場合は記入する必要はありません。

投票できる人

平成4年12月17日までに生まれた人で、平成24年9月3日までに本市の住民基本台帳に登録され、引き続き3か月以上住んでいる人

月以上住んでいる人

市外に住所を移した場合

柳川市の選挙人名簿に登録されている人で、平成24年8月3日以降に市外に転出した人は、転出先の市区町村で選挙人名簿に登録されなければ柳川市で投票できません。

9月4日以降に柳川市に転入届を出した場合

転入前の市区町村の選挙人名簿に登録されている人は、転入前の市区町村で投票できます。また、転入前の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙を請求し、柳川市の選挙委員会に不在者投票をすることもできます。

期日前投票

投票日当日、仕事などやむを得ない用事で投票所に行けない人は、次のとおり期日前投票ができます。

委員会等で投票してください。郵便を使うので交付まで日数がかかります。早めに請求してください。

指定施設で投票をする人

県選挙管理委員会の指定を受けた病院、施設などに入院または入所している人は、その施設内で不在者投票をすることができません。詳しくは、施設の事務所でお尋ねください。

期日前投票期間中に20歳になる人

期日前投票の期間内に投票をする場合、20歳に達していない人は不在者投票となります。

郵便等投票、点字・代理投票

郵便等投票

身体に重い障害がある人が、投票用紙などを柳川市選挙管理委員会に請求し、在宅で郵便により投票する方法です。12月12日(水)、午後5時までに郵便等投票の投票用紙などの請求をしてください。郵便での不在者投票ができる人は次のとおりです。

- ① 身体障害者手帳で「両下肢・体幹・移動機能の障害が1級か2級」「心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が1級または3級」「免疫・肝臓の障害が1級から3級まで」の人
- ② 戦傷病者手帳で「両下肢・体幹の障害が特別項症から第2項症まで」「心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸」の人
- ③ 介護保険被保険者証で「要介護状態区分が要介護5」の人

代理記載制度

郵便等投票ができる人で、身体障害者手帳で「上肢・視覚の障害の程度が1級」または、戦傷病者手帳で「上肢・視覚の程度が特別項症から第2項症まで」の人は、あらかじめ、本人が指定した「代理記載人」に記載

不在者投票

次の人は不在者投票ができます。
 ● 仕事などで市外に滞在している人
 市ホームページからダウンロードした請求用紙に自書し、投票用紙を請求してください。投票用紙などは滞在地に郵送しますので、滞在地の選挙管理

させることができます。この場合も市選挙管理委員会への届出が必要です。

点字・代理投票

目の不自由な人には、投票所に点字器を用意しています。また、身体に障害があり、字が書けない場合は、投票所の係員が代わって投票用紙への記入を行います。投票所の係員へ申し出てください。

開票は市民体育館で即日開票

開票は即日開票で、12月16日(日)、午後9時15分から、柳川市民体育館大競技場で行います。開票作業は体育館2階の観客席から見学できます。

市内の投票所のご案内

投票所	地区・校区	会場
第1	柳河	柳河ふれあいセンター
第2		柳河小学校体育館
第3		城内コミュニティ防災センター
第5	沖端	矢留うぶすな館
第6	西宮永	弥四郎町・吉富町公民館
※第7	東宮永	柳川農村環境改善センター
※第8	両開	有明まほろばセンター
第9	昭代	昭代第一小学校体育館
第10		昭代第二小学校体育館
※第11	蒲池	蒲池農村環境改善センター
第12		中村公民館
第13	大和	大和小学校体育館
第14	中島(町部)	中島小学校体育館
第15	中島(在部)	中島小学校体育館
第16	有明	有明小学校体育館
第17	血垣	血垣小学校体育館
第18	豊原	豊原小学校体育館
第19	六合	六合小学校体育館
第20	二ツ河	二ツ河小学校体育館
第21	藤吉	藤吉小学校体育館
第22	垂見	垂見小学校体育館
第23	矢ヶ部	矢ヶ部小学校体育館
第24	中山	中山校区公民館
第25	藤吉、二ツ河、垂見	三橋公民館講義室

※の3か所の投票所は改修工事が予定されていますが、今回の投票には利用できます。

この国を、どうする？

この国の明日を決める 一票です

●問い合わせは
柳川市選挙管理委員会事務局
 ☎ 77・8491 まで。